**団　体　の　規　約（　会　則　）**

**【任意様式】**

（名称・事務所）

第１条　本団体の名称は、「　　　　　　」という。

第２条　事務所は会長宅に置き、活動場所は　　　　　　　とする。

（目的及び事業）

第３条　活動を通して、会員相互の技術能力向上と健康の振興に寄与することを目的とする。

第４条　前条の目的を達成するため、次の事業を継続的に行う。

　１　　毎月　　　回学習会（練習・活動）を行う。

　２　　その他本団体（会）の目的達成のために必要な事業は進んで行う。

（会員）

第５条　本団体（会）は、本団体（会）の目的に賛同する会員をもって組織する。

（役員及び任期）

第６条　本団体（会）に、次の役員を置く。

　１　　会　長　　　　　名

　２　　副会長　　　　　名

　３　　会　計　　　　　名

　４　　監　査　　　　　名

第７条　役員の任期は　　年とする。ただし、再任は妨げない。

（会計）

第８条　会費は、月額　　　　円とし、会計に納める。

第９条　会計年度は、　　　月　　　日から翌年　　　月　　　日とする。

（補則）

第１０条　この規約（会則）に定めるもののほか、必要な事項は、会員の合意により定める。

附　則

　この規約（会則）は、　　　　年　　　　月　　　　日から実施する。

**団　体　の　規　約（　会　則　）**

**【記入例】**

（名称・事務所）

第１条　本団体の名称は、「　筑桜結会　」という。

第２条　事務所は会長宅に置き、活動場所は　しもだて地域交流センター　とする。

（目的及び事業）

第３条　活動を通して、会員相互の技術能力向上と健康の振興に寄与することを目的とする。

第４条　前条の目的を達成するため、次の事業を継続的に行う。

　１　　毎月１回学習会（練習・活動）を行う。

　２　　その他本団体（会）の目的達成のために必要な事業は進んで行う。

（会員）

第５条　本団体（会）は、本団体（会）の目的に賛同する会員をもって組織する。

（役員及び任期）

第６条　本団体（会）に、次の役員を置く。

　１　　会　長　　　　１名

　２　　副会長　　　若干名

　３　　会　計　　　　１名

　４　　監　査　　　　１名

第７条　役員の任期は　２年とする。ただし、再任は妨げない。

（会計）

第８条　会費は、月額１，０００円とし、会計に納める。

第９条　会計年度は、　４月　１日から翌年　３月　３１日とする。

（補則）

第１０条　この規約（会則）に定めるもののほか、必要な事項は、会員の合意により定める。

附　則

　この規約（会則）は、団体の発足した　平成２０年　４月　１日から実施する。